

J R 東海 労 幹 関 西 地 「 申 」 第 4 3 号
2 0 1 6 年 5 月 2 5 日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 田中 守 殿

J R 東海 労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 小林 國博

「のぞみ38号傷害事件」に関する申し入れ

5月16日、のぞみ38号（G15編成）の車内において名古屋～新横浜間走行中、乗客による傷害事件が発生した。

記憶が新しい昨年、6月30日に発生した225Aの放火事件では、乗客と乗務員の生命と安全を守るための多くの課題が浮き彫りになり、労使間の交渉の場でも議論となった。

この度の事件はこうした議論の渦中に起きた事件であり、乗客に怪我人が及ばなかったことは不幸中の幸いである。このことは、勇気ある乗客と乗客の安全を意識した乗務員の機転の利いた対応とクルー相互間の連携・協力がもたらした結果であると考えるが、対応した車掌は犯人ともみ合った時に怪我を迫ってしまった。一日も早い回復を願うものである。しかし、一歩間違えば、車内が危険な状態となり多くの犠牲者が発生することもあり得る事態であったと考える。

よって、以下の通り申し入れるので早急に協議の場を設定すること。

記

1. 当日の傷害事件の詳細を明らかにすること。
2. 列車内で関係した全ての乗務員（車掌、運転士）の当日の対応について、詳細を明らかにすること。
3. 犯行に至った犯人の動機、行動、現状など詳細を明らかにすること。
4. 事件後、乗車前の駅・ホームや車内における会社の具体的対策を明らかにすること。
5. 包丁等凶器を所持した不審者・犯人に対して、安全確保の観点から車内に護身用器具、防犯器具を搭載すること。駅等についても同様の器具を設置すること。
6. 車内の安全確保のために今後、警乗、警備会社などの乗車規模を拡大するなどの考えについて明らかにすること。
7. 当該乗務員に対するメンタルヘルスケアを明らかにすること。
8. 事件に関する詳細が未だに現場社員に周知されていない。早急に全社員へ明らかに

すること。

9. 同種事件に関して、乗務員としての対応マニュアルや注意点等について、全社員に教育・指導をすること。
10. 同種事件に関して会社として、全社員が参加できる現車訓練を実施すること。
11. 関係した乗務員に対しては、差別することなく労を労い、万全の対応を行うこと。
12. 加害者への対応や労災手続きについては、会社が全て責任を持って対応すること。
13. 日頃、会社は「安全最優先」と言いながらセキュリティに関しては社員への労働強化で対応している。安全確保については、時間や投資を惜しむことなく実行すること。

以上